

令和7年度

# 石見銀山基金事業 活かす事業補助金要項

お問い合わせ先：

〒699-2301 大田市仁摩町仁万 562 番地 3

大田市役所仁摩支所内

NPO 法人石見銀山協働会議 事務局

TEL : 0854-88-9123 FAX : 0854-88-9124

MAIL : [info@ginzan-npo.jp](mailto:info@ginzan-npo.jp)

HP : <http://ginzan-npo.jp/>

対応時間：平日 9時00分～17時00分

NPO 法人石見銀山協働会議  
島根県大田市

## 1. 石見銀山基金と石見銀山基金事業

石見銀山基金（以下「基金」）とは、石見銀山遺跡を適正に保全活用し、未来へ確実に継承していくために民間と行政が協働し、幅広い活動を持続的に実施するため、島根県内外の個人・法人・団体から寄附を募り、石見銀山遺跡の保全活用等の事業を支援することを目的に、積み立てられた基金です。

石見銀山基金事業（以下「基金事業」）とは、石見銀山遺跡を「守り、活かし、究め、伝える」市民活動や、石見銀山遺跡におけるユネスコの精神に基づく平和と人権を尊重する啓発活動を選定し、基金を活用して取り組む事業です。

**なお、基金事業は、大田市の会計(予算)から補助金の執行(支出)を行うため、令和7年度当初予算に関わる大田市議会の議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。**

## 2. 事業の対象となる活動

石見銀山行動計画に記載された石見銀山遺跡の保全活用等の活動を対象とします。

石見銀山行動計画は、NPO 法人石見銀山協働会議（以下「石見銀山協働会議」）のホームページ（URL：<http://ginzan-npo.jp/>）に掲載しています。計画する事業が基金事業の対象であるか否かについては、NPO 法人石見銀山協働会議事務局（以下「NPO 事務局」）まで必ずご連絡ください。

### 事業内容

- 石見銀山遺跡に由来する伝統文化等の保存・振興活動
- 石見銀山遺跡の魅力を高め、来訪者の満足度を高める活動
- 《過去の事例》石見銀山のファンを増やすボランティアツアー（竹林整備等）、石見銀山街道ウォーク、観光マップ作成
- 石見銀山遺跡に関する学術的調査・研究活動
- 《過去の事例》石州銀の類例調査、古木調査、シンポジウムの開催
- 石見銀山遺跡の価値やユネスコの精神である平和と人権の尊重の学習活動、住民及び来訪者等への啓発活動
- 《過去の事例》石見銀山の歴史・生活文化・遺跡調査等に関する座学や現地検討会、動植物研究と啓発活動、石見銀山の学習、石見銀山遺跡のPR活動、石見銀山と海外のゆかりについて発信するイベント



（注）石見銀山行動計画に沿って民間が実施する活動に対する補助金のため、以下の①～④は補助の対象になりません。

- ①販売を目的とした商品製造（旅行商品開発を含む）など、営利を目的とする活動。ただし、講演会等の事業で受益者負担として入場料を徴収することは営利目的に該当し

ません。

- ②遺跡地内で実施する必然性を認めがたいイベントや、一般的な興行とみなされる活動。
- ③何らかの事業の一部経費に充当することが目的とみなされる場合。ただし、一連の事業であっても、独立性が認められる場合は補助対象になる場合があります。
- ④広告掲載料やホームページ、動画、SNS 等による情報発信を外部に委託して、団体が直接実施しない場合は補助対象となりません。ただし、専門的な技術や知識を必要とする作業の一部を委託する場合はこの限りではありません。
- ⑤政治又は布教を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動
- ⑥国、地方公共団体または民間団体等から受託した事業の一環として行われる活動。

### 3. 事業の対象となる団体等

事業の実施の対象となる団体は、5人以上で構成される団体・グループ（以下「団体等」）です。法人格の有無は問いません。本事業への補助金申請が初めてで、補助金額が30万円以下の事業を申請する団体等については、構成人数3人以上とします。

ただし、次の①及び②の提出が可能な団体に限ります。

- ① 団体の定款、会則又は規約
- ② 構成員等名簿と連絡先

※団体等が、実行委員会等を結成して活動する場合は、次の1)及び2)の提出が必要となります。

- 1) 実行委員会及び参加団体等の会則、規約又はこれらに類するもの
- 2) 実行委員会の構成員等名簿と連絡先

### 4. 事業の対象とならない団体等

事業の対象とならない団体等は、次のような場合です。

- 1) 団体等の構成員等に、反社会的な組織に加わっている者（暴力団員等）が含まれている場合
- 2) 責任者（代表者と会計責任者等）、連絡先等が明確でない場合
- 3) 補助金の管理能力に欠けると認められる場合
- 4) 法令遵守に問題の認められる場合（所轄庁への事業報告書の提出を怠っているNPO法人等）
- 5) 過去に国及び地方公共団体等公的機関から助成を受けた際、虚偽の申告、不正の処分を受けている場合
- 6) 母体が共通で複数の申請を行っていると思われる団体等の場合

## 5. 事業の実施エリア

原則、世界遺産石見銀山遺跡地内（バッファゾーンを含む）での活動を対象とします。ただし、次に掲げる場合は地域外の活動であっても対象とします。

- ① 調査研究活動とその成果等の公表
- ② 情報発信のための周知や学習、啓発活動
- ③ 石見銀山遺跡を対象とした研修等の社会貢献を行う活動

## 6. 事業の実施期間と採択回数の制限

- (1) 事業の実施期間は、大田市石見銀山基金事業費補助金の交付決定のあった日から令和8年3月31日までの間とします。
- (2) 同一年度に一団体1回のみ事業を申請できます。
- (3) 同一団体が同一内容の事業で採択を受けられる回数は、最大5回までとします。

内 容	補助率	補助限度額	選考方法
○石見銀山遺跡に由来する伝統文化等の保存・振興活動 ○石見銀山遺跡の魅力を高め、来訪者の満足度を高める活動 ○石見銀山遺跡に関する学術的調査や研究活動 ○住民及び来訪者等を対象とした石見銀山遺跡の価値やユネスコの精神である平和と人権尊重の学習活動及び啓発活動	2/3 以内 ※注 1 ※注 2	200 万円	書類審査 及び ヒアリング
	10/10 ※注 4	30 万円	

## 7. 事業の区分・補助率・補助限度額等

事業の区分、補助率及び補助限度額等は次のとおりとします。

- (注1) 他の補助制度を利用する場合も、事業の対象になりますが、他の補助制度が補助金併用の申請を認めていない場合は、事業の対象外とします。
- (注2) 同一団体が行う同一事業で、採択回数が4回目以降の団体は、補助率が1/2となります。
- (注3) 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (注4) 本補助金に初めて申請する団体で、補助金額が30万円以下の事業に限ります。  
他の補助制度との併用は認めません。
- (注5) 物品の購入や制作が主目的とみなされる事業は補助対象として認められない場合があります。

## 8. 事業の対象経費

事業の対象となる経費は、要望団体等が**事業の実施に直接必要とする経費**で、次の経費とします。

区分	項目	経費の内容
主たる経費	外部講師謝金	外部から招へいした講師や指導者に支払う謝金
	旅費	外部から招へいした講師や指導者旅費実費（グリーン車・航空券等特別料金は除く）、宿泊費等（視察旅費は対象外）
	飲料費	現場作業での飲み物代（酒類は対象外）
	設計監理費	活動に必要な設計図書の作成、工事現場での指導・監督の費用
	資材購入費	活動に必要な物品・資材等の購入費用
	借上げ料	活動に短期的に必要な機材等や施設の借上げ料
	入館料及び体験料	施設への入館や体験の料金
	委託外注費（工事費を含む）	申請者では実施困難な技術・知識を要する作業等の委託費、工事費等
その他	印刷物作成費	教材、チラシ、ポスター、成果資料等作成代
	事務費等	事務用品、コピー代、郵便送料、消耗品等、助成対象活動のマネジメントに係るスタッフの賃金やアルバイト代

- ① 経費の積算については、別に定める取り扱い基準に基づき行ってください。（旅費、謝金等）※取り扱い基準の内容については、別紙「石見銀山基金事業取り扱い基準」を参照ください。
- ② 「主たる経費」が事業費の7割以上を占めるようにしてください。  
物品の購入については、1点につき2万円以上のものは事業の対象外経費とします。
- ③ 各経費については、見積書又は積算根拠となる資料の提出が必要となります。  
また、10万円以上の金額の場合は複数の見積書の提出が必要です。
- ④ 募集型ツアーにかかるバス等の借上げ料は対象外とします。

## 9. 募集期間・要望書用紙・応募方法

### (1) 募集期間

令和6年12月2日（月）～令和7年1月31日（金）まで  
（令和7年1月31日（金）消印有効）

〈今後の日程〉

書類審査の開催 令和7年3月5日（水）予定

## (2) 要望書用紙

要望書用紙を希望の方は、石見銀山協働会議ホームページ（URL：<http://ginzan-npo.jp/>）からダウンロード又は、下記の宛先に請求ください。

NPO 法人石見銀山協働会議 事務局

住所：〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万562番地3

電話：0854-88-9123 FAX：0854-88-9124

メール：[info@ginzan-npo.jp](mailto:info@ginzan-npo.jp) ホームページ：<http://ginzan-npo.jp/>

## (3) 応募方法

所定の「石見銀山基金事業要望書」に必要事項を記入し、電子メールで次の書類を添付の上、NPO事務局に提出してください。郵送または直接持参でも受付可能です。

### ①添付書類

- 1) 団体等の定款、会則又は規約
- 2) 構成員の責任と役割（代表者と会計責任者等）と連絡先を明らかにする書類（任意様式）
- 3) 団体等の活動実績（A4用紙1枚程度）
- 4) 見積書

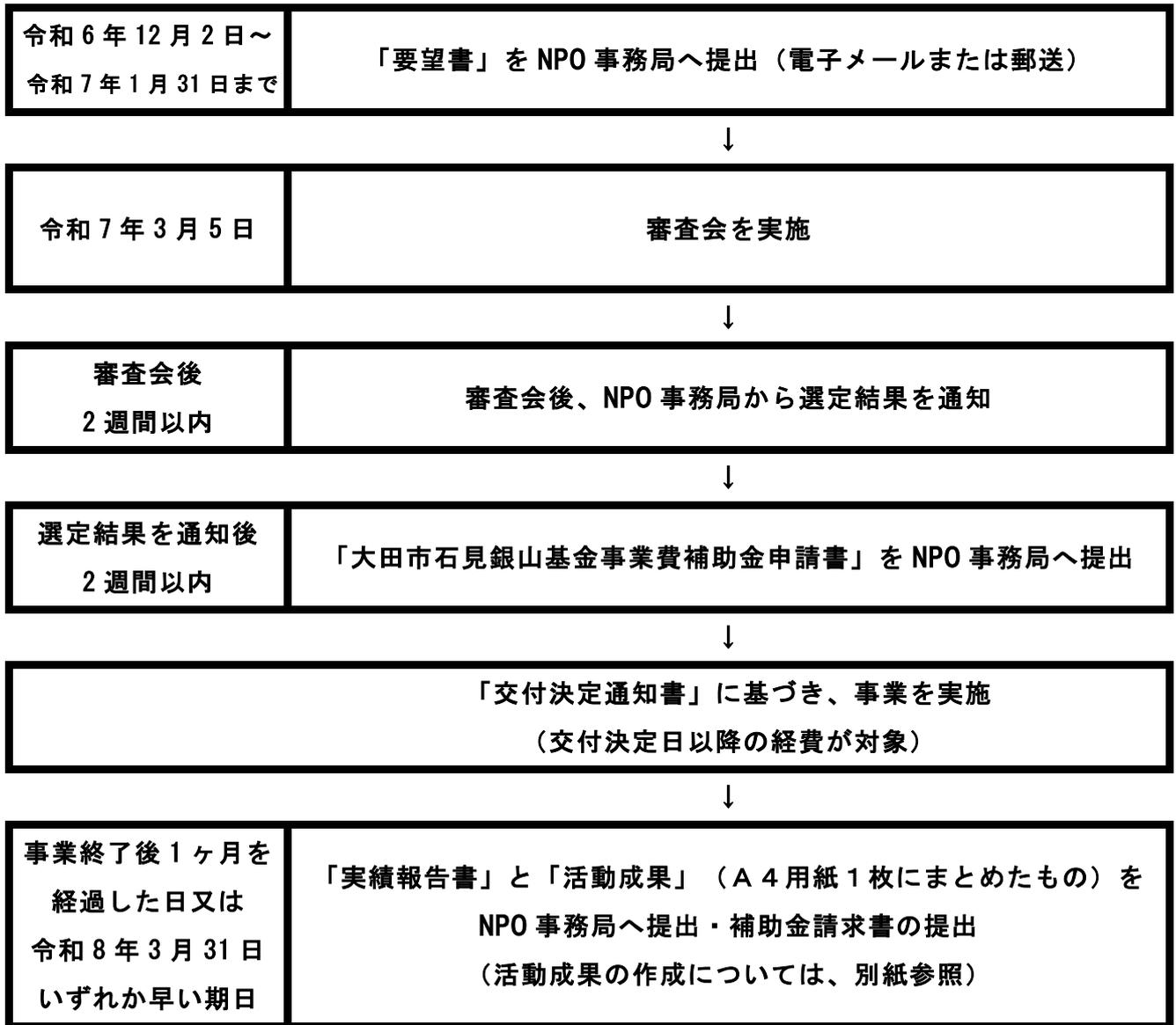
### ②提出部数

1部

## (4) 注意事項

- ① 要望書は、記載内容の修正をお願いすることがありますので、ご不明な点等は提出前にNPO事務局へ相談ください。書類の体裁が整ったものを締切日までに提出してください。要望書に不備がある場合は、受理できないことがあります。
- ② 締切日以降の内容変更はできませんので、早めに提出してください。
- ③ 提出された要望書等は返却しません。
- ④ 添付書類は、スキャナーで読み取り、PDFまたはJPEGのデータ形式で電子メールに添付して下さい。カメラまたはスマートフォンでの撮影した画像は不可です。

## 10. 石見銀山基金事業の流れ



## 11. 事業の選考方法

事業の選定にあたっては、5名以下の有識者で構成する石見銀山基金事業選定委員会（以下「選定委員会」）による審査会を令和7年3月5日に開催します。

審査会に先立って、委員からの質問への回答や補足説明の資料提出を求める場合があります。

(注) 申請手続きの簡素化と使いやすさの向上のため、令和4年度まで実施していた公開審査会でのプレゼンテーションはありません。

## 12. 審査会の選定基準

選定委員会は、次の評価項目について審査し、総得点の6割以上の点数を獲得した団体から順次、獲得点数の高い順に選定事業に選定します。

### (1) 評価項目及び評価の着眼点

評価項目	評価の着眼点
① 石見銀山らしさ	I 石見銀山の歴史、文化、自然等を活かす事業か。
② 事業の新規性	I 新たな視点や発想の企画で、この地域の価値を高める事業、あるいは再認識する事業か。
③ 実現可能性	I 実施体制、事業規模、スケジュール等に無理はないか。 II 資金計画はしっかりしているか。
④ 事業の効果	I 活動への参加者や成果を享受する人が多く、広く地域、社会に貢献する活動か。 II 今後、その成果の広がりを期待できる活動か。
⑤ 費用について	I 活動の内容に見合った経費見積となっているか。

### (2) 評価方法

(1) の評価項目毎に別に基準を設けて評価を行います。

## 13. 選定結果通知

選定結果については、NPO事務局から申請団体等に郵送により通知します。

なお、事業内容及び審査結果については、石見銀山協働会議のホームページ（URL：<http://ginzan-npo.jp/>）等により公表します。

#### 14. 補助金の交付

---

対象事業として採択された事業を実施する団体等は、大田市石見銀山基金事業費補助金交付要綱に基づき、大田市に対して申請を行い、補助金の交付を受けることができます。

なお、補助金交付申請書類は4月1日以降、速やかにNPO事務局へ提出してください。

#### 15. 実績報告書等の提出

---

(1) 事業が終了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日(3月31日)のいずれか早い期日までに、大田市石見銀山基金事業費補助金交付要綱に基づき、実績報告書を提出してください。

(2) 実績報告書には、実施した事業の内容が分かる写真や資料を添付してください。

(3) 採択された事業は、当該事業終了後に活動成果をA4用紙1枚にまとめ、写真等のデータと併せ、NPO事務局へ提出してください。

#### 16. 活動成果の公開

---

提出された実績報告書等は、ホームページ等で一般に公開いたします。また、当法人主催の事業において、成果を報告していただく場合があります。

#### 17. 石見銀山基金活用の周知

---

ポスター・チラシ・看板等を作成する場合は、石見銀山基金を活用して取り組む事業であることを明記のうえ「石見銀山ロゴマーク」を掲載してください。石見銀山ロゴマークは石見銀山協働会議のホームページからダウンロードできます。

#### 18. 補助金の返還

---

次のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は一部を返還いただきます。また、石見銀山協働会議がその程度が悪質と判断した場合は、その事実を公表する場合があります。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を申請内容以外の他の用途に使用したとき。

(3) 事業が縮小、中止又は実施不能となったとき。

(4) 事業を申請期間内に完了できなかったとき。

(5) 事業の完了時の実績(補助金交付確定額)が既に交付されている補助金額を下回ったとき。

(6) 実績報告書を提出しなかったとき。

## 19. その他留意事項

- (1) 地域住民に係る事業を行う場合は、関係する「まちづくりセンター」とあらかじめ相談の上、要望書を提出してください。また、文化財保護法や建築基準法等の規制がありますので、関係機関との事前協議が必要な場合があります。
- (2) 要望書は、選考の際の審査資料となりますので、事業計画に変更が生じることのないよう、十分に検討の上、作成してください。
- (3) 調査研究を行う場合は、今までの調査研究活動の成果（業績一覧等）が分かるものを要望書に添付してください。
- (4) 要望書提出後、事業を辞退する場合は、書面による届出が必要になりますので、速やかに書面で連絡ください。
- (5) 要望書等に不備がある場合は、記載内容の修正を求めます。

< 要望書等の不備の例 >

- ① 団体等の定款、会則又は規約が提出されていない
- ② 要望書に役員及び構成員含めて5名以上の氏名と住所が記載されていない
- ③ 要望額、収支計画の計算が間違っている
- ④ 事業期間を対象期間外等に設定している
- ⑤ 定められた要望書以外の書式を使用している
- ⑥ 必要とされる見積書等が添付されていない（10万円以上は2社以上の見積書が必要です。）

## 20. Q & A

### Q1. 会員が講師となってセミナーを実施した場合の謝金は対象経費となるか？

A1. 会員への講師謝金は対象外です。外部から招へいた講師への謝金対象です。

### Q2. 営利（収入）のある事業は基金事業として実施可能なのか？

A2. イベント等の事業実施にあたり、入場料や体験料等の収入を得ることについては問題ありません。

### Q3. 要望すれば間違いなく補助が受けられるか？

A3. 事業は書類審査を行います。その結果によっては、補助金額が減額となったり、補助対象事業とならないこともあります。また、昨年度に補助金の採択を受けていても、今年度も確実に補助金の採択が受けられるとは限りません。

**Q 4. 事業開始から補助金の交付を受けるまでの間は、自己資金のみで事業を実施しなければならないのか？**

A4.基本的には事業完了後に補助金の交付となりますが、自己資金に乏しく事業実施が困難な場合には、補助金交付決定額の8/10相当額までの範囲で補助金の概算払いを受けることができます。

**Q 5. 石見銀山遺跡地内で行う活動であれば、補助対象になりますか？**

A5.石見銀山遺跡の保全活用・情報発信・調査研究のいずれかの目的にかなうかを選定会で判断します。遺跡地内で行う必然性がないものは対象になりません。

## 石見銀山基金事業取り扱い基準

- ・旅費の基準…大田市の規定に準じる。

列車—特急料金片道 100 キロメートル以上、急行料金片道 50 キロメートル以上

宿泊料—（県内）上限 11,800 円、（県外）上限 13,100 円 車賃—37 円/キロメートル

- ・謝金…大田市の規定に準じる。

30,000 円／回…極めて特殊かつ専門的な知見を要するもの

25,000 円／回…大学・短大等の学長・理事長等

20,000 円／回…大学・短大等の教授・理事等

15,000 円／回…大学・短大等の准教授、企業・団体の部長職等

10,000 円／回…大学・短大等の講師・助教等

5,000 円／回…企業・団体の職員等

3,000 円／回…知識・技能・資格等を有する者等

2,000 円／回…講師等の助手・補助者等

- ・バス代…使用されるバス会社やタクシー会社等に連絡をし、見積書を取る  
スクールバスは、各地域の基準に準ずる。

【大田市の場合（令和 6 年 1 1 月 1 日時点）】

2,343 円／実際に走った運行時間 + 30 分（※）

※運行 1 回につき、準備・清掃時間として、30 分計上する

- ・事務費…実費弁償とする。